

福島県ロボット関連技術実証等支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内企業の技術力を強化し、フィールドロボット産業への参入とその製品、技術、サービスの実用化を進めるため、福島ロボットテストフィールドを使用して実証試験、性能評価試験、操縦訓練等を行う県内中小企業に対し、福島県ロボット関連技術実証等支援助成金（以下「助成金」という。）を福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号）（以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内中小企業」とは、福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業をいい、中小企業の定義は別表第一に定めるものとする。

(助成の対象及び助成額)

第3条 助成金は、別表第一に掲げる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する際に要する別表第二に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）について、助成対象事業を実施する事業者等（以下「助成事業者」という。）へ交付するものとする。

2 助成額は、助成対象経費から別表第三に掲げる助成対象経費控除額を減じた額に別表第三に掲げる助成率を乗じ、同じく別表第三に掲げる助成限度額を超えない範囲で知事が定める額とする。

3 助成対象事業の期間は知事が別に定める期間とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による助成金交付申請書に、知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 申請者は、前項の助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(助成金交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内

容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときには、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認)

第6条 助成事業者は、助成事業の内容又は助成対象経費の内訳の変更、若しくは、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、助成対象経費の増額がなく、かつ別表第2に掲げる経費の20%以内の変更である場合をいう。

(関係書類の整備)

第7条 助成事業者は、助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第5条の通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付決定等の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定等の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定等は、なかったものとみなす。

(債権譲渡の禁止)

第9条 助成事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第15条第1項に基づく助成金の額の確定を行った後、助成事業者が第1項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、助成事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は

次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、助成事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、助成事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 知事は、助成事業者による債権譲渡後も、助成事業者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて助成事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、県財務規程に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 助成事業者が、助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (3) 交付の決定後生じた事業の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (4) 助成対象事業に従事した者が、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省）により研究活動の不正行為があったと認定された場合。
- (5) 助成対象事業に従事した者が、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省）により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合。
- (6) 助成事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（助成事業者の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。なお、暴力団員には暴力団での構成員でなくなった日から5年を経過していない者も含む。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 助成事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、知事が助成事業者に対して当該契約の解除を求め、助成事業者がこれに従わなかったとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されている場合、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(完了報告)

第11条 助成事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに様式第3号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第4号により助成対象事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 助成事業者は前項の実績報告を行うに当たり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

(助成金の支払)

第14条 助成金は前条第1項の規定により交付を受けるべき助成金の額を確定した後に速やかに支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときには、様式第5号を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第15条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第2項に基づく返還の規定については、第10条第3項及び4項の規定を準用する。

(書類の提出)

第16条 この助成金に関して知事に提出する書類は、正副各1部とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

別表第一 (助成対象事業)

助成事業者	助成対象事業
県内中小企業 (※)	福島ロボットテストフィールドを使用して行うロボットの实証試験、性能評価試験、操縦訓練等

※ 福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業 (中小企業の定義は下記)

業種	定義 (従業員規模・資本金規模)
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下

※ 上記に関わらず、下記の中企業は対象外とする。

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること

- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること
- (4) 福島県税の未納があること

別表第二（助成対象経費）

経費区分	内容
福島ロボットテストフィールド使用料負担額	福島ロボットテストフィールドの施設及び附帯施設（以下：施設等）のうち、研究棟（同附属設備を含む）を除く施設等（施設等の附属設備を含む）の使用料負担額（県のその他の助成金等の対象経費として計上している場合を除く。）

別表第三（助成対象経費控除額、助成率及び助成限度額）

助成対象経費控除額	助成率	助成限度額※
申請当たり3万円	1/2以内	申請当たり30万円

※ただし、同一助成事業者に対する助成額は、合計30万円までとする。